

企業版ふるさと納税 税制上の優遇措置

損金算入 ※	①法人住民税 + ②法人税	③法人事業税	企業負担
約3割	4割	2割	約1割



損金算入

地方自治体への寄附は、その全額を損金算入することができます。そのため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

（法人税法第37条第3項）

約3割
の
軽減効果

① 法人住民税

- 法人住民税の法人税割額の2割
 - 寄附額の4割
- いずれかの小さい額

（地方税法附則第8条の2の2）

最大4割
の
税額控除

② 法人税（法人住民税で4割に達しない場合のみ、その残額）

- 法人税額の5%
 - 寄附額の1割
- いずれかの小さい額

（租税特別措置法第42条の12の2、第68条の15の3）

③ 法人事業税

- 法人事業税額の2割
 - 寄附額の2割
- いずれかの小さい額

（地方税法附則第9条の2の2）

最大2割
の
税額控除

（具体的な試算については、税理士等にお問い合わせください。）